

## 第372回徳島海区漁業調整委員会 議事録

- 1 日 時 令和7年9月10日(水) 13:27~14:52
- 2 場 所 海区漁業調整委員会室
- 3 出席委員 今治清孝、住村清一、三原敏夫、柏木正弘、濱 竹美、竹本晴茂、助田武男、斎藤誠二、内海貴文、大山 登、原田幸子、生長まち、柏原他加子
- 4 欠席委員 島崎勝弘、中西 敬
- 5 事務局 嶋村事務局長、加藤課長補佐
- 6 県出席者 竹内主査兼係長
- 7 議 題
  - (1) 令和7年度うなぎ稚魚漁業許可に係る許可方針、申請期間及び事務取扱要領について
  - (2) 下りうなぎの採捕に係る委員会指示及び採捕自粛要請について
  - (3) 押網漁具の積載禁止に係る委員会指示について
  - (4) くろまぐろに関する令和7管理年度における知事管理漁獲可能量の変更について
  - (5) 知事許可漁業の許可方針の改正について
  - (6) 知事許可漁業の申請期間について
  - (7) 意見聴取に関する手続規程の改正について
  - (8) その他

## 8 議事

局長： それでは定刻には若干早いんですけれども、本日出席予定の委員の皆様がお揃いになりましたので、これより第372回徳島海区漁業調整委員会を開会いたします。

本日の会議には、15名の委員さんのうち13名の方の出席を賜っておりまして、半数以上のご出席をいただいておりますので本日の委員会が成立していることをご報告申し上げます。

それでは会長よろしくお願いたします。

会長： 皆さんこんにちは。残暑が非常に厳しい中、多数のご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

本日の議題が結構数が多いので早速始めさせていただこうと思います。

それでは、ただ今から第372回徳島海区漁業調整委員会を開会いたします。

そして本日の会議の議事録署名は、濱委員さんと助田委員さんをお願いします。

それでは、議事に入ります。

議題1は、「令和7年度うなぎ稚魚漁業許可に係る許可方針、申請期間及び事務取扱要領について」でございます。

それでは、県より説明をお願いします。

漁業管理調整課： 資料1により説明

会長： 説明は以上のとおりですが、本件について、何かご意見、ご質問はありますか。

委員： この操業区域29は削除ってどうなるの。このところ掬えなくなるの？

漁業管理調整課： 吉野川の中にもいろんな漁協さんがあります。これらの漁協でそれぞれ微妙に操業区域が異なっています。吉野川の本川ではそれらいくつかの漁協の操業区域が重なっているんですけども、今回はこの29っていう操業区域がなくなるだけです。同じエリアにいくつかの操業区域が重なっていて、そのうちの一つが無くなるということです。このエリアには今まで許可受け者が一人しかいなくて、その一人も別の漁協から申請することで話し合いができていますので問題はありません。

委員： 全体の許可数は去年とどう変わったか。

漁業管理調整課： 今回は減っています。操業区域毎に若干増減がありますが、新旧対照表の中でお示ししています。

委員： 具体的な組合の名前が書いてない。

漁業管理調整課： 操業区域毎に記載してありまして、和田島であれば16ページの一番下の12番のところですよ。表の右側の67というのが和田島の枠です。

委員： 許可は減らしていくのか。

漁業管理調整課： 県全体として前年よりも増やさないように考えています。それでも一人二人増やしてほしいといった要望はありますので、全体の人数を見て範囲内であれば相談に乗ります。県全体で増えなければよいとしております。

この次の議題でお話ししますが、うなぎは国際的に資源管理が言われています。報道にもあったように、再来月にはワシントン条約に係る会議が開かれるようです。

委員： 組合員が減っていったのに許可が増えたらおかしいよな。

会長： それでは、何か他にご意見ありませんでしょうか。  
無ければ、本件につきましては、諮問案どおり異議のない旨を答申することとしてよろしいでしょうか。

委員： 異議なし

会長： ありがとうございます。本件につきましては、諮問案のとおり答申することといたします。  
それでは次の議題に移りたいと思います。  
議題2は、「下りうなぎの採捕に係る委員会指示及び採捕自粛要請について」でございます。  
それでは、事務局より説明をお願いします。

事務局： 資料2により説明

会長： 説明は以上のとおりですが、本件について、ご意見ご質問等ございましたらお願いします。

無いようでございますので、本件につきましては原案どおり委員会指示を発出するとともに、文書を発出することとしてよろしいでしょうか。

委員： 異議なし

会長： ありがとうございます。それでは原案どおり委員会指示を発出するとともに、文書を発出することとします。  
それでは次の議題に移りたいと思います。  
議題3は、「押網漁具の積載禁止に係る委員会指示について」でございます。

それでは、事務局より説明をお願いします。

事務局： 資料3により説明

会長： 説明は以上のとおりですが、本件について何かご意見、ご質問等がございましたらお願いいたします。

無いようなので本件につきましては、原案どおり指示を発出することとしてよろしいでしょうか。

委員： 異議なし

会長： ありがとうございます。異議なしでございますので、本件につきましては原案のとおり指示を発出することといたします。

次の議題4は、「くろまぐろに関する令和7管理年度における知事管理漁獲可能量の変更について」でございます。

それでは、県より説明をお願いします。

漁業管理調整課： 資料4により説明

会長： 説明は以上のとおりですが、本件について何かご意見、ご質問等ありますでしょうか。

無いようでございますので、本件につきましてはこれで置きたいと思えます。

それでは次の議題に移ります。

議題5、「知事許可漁業の許可方針の改正について」でございます。

県から説明をお願いします。

漁業管理調整課： 資料5により説明

会長： 説明は以上のおりですが、本件についてご意見、ご質問等がございましたら、お願いします。

委員： 試験操業とかしたんですか。

漁業管理調整課： これからだと思います。試験操業をしてから新しく許可をもらってやろうとした場合、許可方針を改正したり許可の募集をしたりと時間が掛かってしまいます。今から試験操業をして、漁になりそうだからやらせてほしいと言われても、次の海区委員会の開催まで待っていたら時既に遅しとなりますので、まず許可方針を改正して、いつでも許可できる状況にしてほしいということを聞いています。

委員： 近年、県外から種苗を買ってきて放流してたんやけど残る年もあれば残らんとときもある。許可も組合で賦課金払わなあかんけど、貝が湧いてからでは遅いっていう意見もあって。

委員： これは夜間もやるんですか。

委員： 昼間に2時間の時間制限でやる。だからある程度採算に合わなかったら。油代もいるし。

会長： 他に何かありますか。無ければ本件につきましては、諮問案どおり異議のない旨答申することとしてよろしいでしょうか。

委員： 異議なし

会長： ありがとうございます。それでは本件につきましては、諮問案どおりで異議のない旨答申することといたします。  
それでは次の議題に移りたいと思います。

議題6「知事許可漁業の申請期間について」でございます。

県から説明をお願いします。

漁業管理調整課： 資料6により説明

会長： ありがとうございます。説明は以上のとおりですが、本件について何かご意見ご質問等がございましたらお願いいたします。

無いようなので本件につきましては、諮問案どおり異議のない旨を答申することとしてよろしいでしょうか。

委員： 異議なし

会長： ご異議なしでございますので本件につきましては、諮問案のとおり答申することといたします。

それでは次の議題に移りたいと思います。

議題7「意見聴取に関する手続規程の改正について」でございます。

事務局から説明をお願いします。

事務局： 資料7により説明

会長： 説明は以上のとおりですが、何かご質問ありませんか。

会長： 無いようですので、本件につきましては原案どおり改正することといたします。

それでは次の議題に移りたいと思いますが、議題8「その他」でございますが。

会長： 特に無いようです。

それでは、長時間にわたりましてご審議どうもありがとうございました。これをもちまして第372回徳島海区漁業調整委員会を終了したいと思います。

ありがとうございました。

以 上